

第 1 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年11月2日(月)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市民センター(文化ギャラリー)

3. 出 席 21名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	欠	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	欠	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 7番 松尾 雅宏

18番 福田 義晴

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係	松尾希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第54号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第55号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案 第56号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第57号	農地法第3条の申請について	(9件)
議案 第58号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について 利用権設定 通年 (7件) 公社への売渡 (1件)	
議案 第59号	農地法施行規則第17条の適用について	

8. 報告事項

報告 第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第18号	農地の形質変更計画変更届について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																								
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。本日の欠席者は2名で、4番西山委員、8番前田委員が欠席となっております。次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は7番 松尾委員、18番 福田委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 7件 公社からの買受 1件</td> </tr> <tr> <td>議案第59号</td> <td>農地法施行規則第17条の適用について</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第17号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第18号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第54号	農地法第5条の申請について	3件	議案第55号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第56号	農地法第4条の申請について	3件	議案第57号	農地法第3条の申請について	9件	議案第58号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 7件 公社からの買受 1件	議案第59号	農地法施行規則第17条の適用について		報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第18号	形質変更工事計画変更届について	1件
議案第54号	農地法第5条の申請について	3件																							
議案第55号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																							
議案第56号	農地法第4条の申請について	3件																							
議案第57号	農地法第3条の申請について	9件																							
議案第58号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 7件 公社からの買受 1件																							
議案第59号	農地法施行規則第17条の適用について																								
報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																							
報告第18号	形質変更工事計画変更届について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第54号 農地法第5条の申請3件について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第54号 農地法第5条の申請3件について御説明します。議案の1ページ、43番になります。図面は、案内図が1ページ、</p>																								

字図が2ページ、土地利用計画図、断面図が3ページ、平面図が4ページ、排水計画が5ページになります。

申請地は、立花町西円蔵寺地区です。

譲受人が、宅地を拡張するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、44番になります。

図面は、案内図が6ページ、字図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、断面図が9ページになります。

申請地は、二里町川東地区です。

譲受人が、分譲住宅地を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、45番になります。

図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、字図の拡大図が12ページ、平面図が13ページ、平面図の拡大図が14ページ、断面図が15ページになります。

事務局	<p>申請地は、波多津町畑津地区です。</p> <p>借受人が、碎石事業区域を拡大するための申請です。</p> <p>なお、貸付人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第54号 農地法第5条の申請3件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条の申請43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、2年前に農地転用許可を受けていた所ですが、許可通り転用できないという事で、先々月許可の変更があり、転用できない所は、農地に戻しますとのことでしたが、そのほんの一部ですが今回の譲受人が宅地造成出来ないのであれば、自分の屋敷が狭いので家を増築するという事で、譲渡人にと話をされ、申請となりました。</p> <p>生産組合長、区長の承諾印がありましたので私も承諾致しました。</p>
議長	<p>農地法第5条43番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので続きまして、農地法第5条の申請44番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	譲受人が家に来られまして、分譲地を開発すると言う事で現地に確認に行つて来ましたが、まだ田んぼがたくさん残っているんですが、生産組合長さん、区長さん、隣接者の印があったので、私も承諾致しました。審議を宜しくお願いします。
議長	4 4 番について、御意見、御質問はございませんか。
2 番委員	これは、川東保育園の分譲という事で保育園の理事長さんから私に電話がありました。そこを埋め立てる分には関係ないのですが、子供達が昼寝している時にあんまりガタガタするのもどうかなという事で、その時はこっちから何とも言えないからねって言っているのですが、それは、許可を出す時に伝えてもらえないかなと言う事です ね。 保育園の目の前にあるからですね。
事務局	こちらの方にも連絡があつております。それで、2 番委員さんの言われたように、お昼寝があるのでその時間はという事で言われているんですけども、農地の許可自体には影響がない所なので、こちらの方からはどういう趣旨でお話しをするかなあという所にはなりません。通常一般的には、私の認識では工事をされるにあたってはこの行政区の区長さんに工事管理者が工事を始めますよとは言われているんじゃないのかなとは思いますが、そういった中で区長さんの方から一言、言って頂けないかなと。そういう形がいいのかなとこちらは考えておりました。
2 番委員	区長さんから電話あつたんですか。
事務局	区長さんからの電話もあつたと思います。
2 番委員	区長さんと保育園の理事長さんが全然違う人やもんやけんさ。
事務局	そうですね。で、ここは用途地域であつてなかなか伝える

事務局	<p>実際こっちに来られるのが建設業者さんじゃなくて、行政書士さんですね。許可の条件ではないですけども、こういうお話があつてますよとお伝えする事は出来ると思います。</p>
事務局	<p>そのくらいの事で良いので、許可の時にちょっと用心して下さいというくらいの程度で言ってもらえないでしょうか。</p>
事務局	<p>その旨は伝えたいと思っております。</p>
議長	<p>実際、埋め立てをする時にユンボなりなんなり、今では、低騒型とかあります。これを使わないといけないですが、下請けされる業者が古いユンボなど持ってこられたらガタガタいうので注意された方がいいと思います。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、5条の45番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>波多津の畑津の採石場ですが、事業拡大するにあたり、譲渡人の畑のほんの一部に障るのでその部分を転用したいという事で来られました。すでに地区の区長さん等と話をされて、私のところに来られました。区長等との話は、周辺かれこれに影響がなければいいでしょうということでした。現況としては荒地になっていきます。私も問題ないと思ひ捺印をしております。審議をお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>45番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、議案第54号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、議案第55号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に1件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第55号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、変更前の土地利用計画図が18ページ、変更後の土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町屋敷野地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備及び資材置場を設置するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、平成26年8月に太陽光発電設備の設置で5条許可を受けられておりましたが、九州電力の事業見直しにより当初計画の発電設備の設置ができなくなったことから、接続可能な計画に変更し、また、発電設備を設置できない農地には既存の農機具倉庫を解体する予定のため、新たに農機具及び資材置場等に使用するために農地転用後の事業計画変更承認申請が提出されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない</p>

	い小集団の生産性の低い農地に該当します。
事務局	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第55号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請は以上1件です。
議長	それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請5番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	19ページを見てもらって良いですか。 太陽光を申請人の前の前、ビニールハウスが全部あったのですが、それを最初は全部太陽光を設置するという事で申請がきていたのですが、九電の方から全部の許可がおりなかったという事で最初はまた農地に戻そうかって言いよらしたけども、自分家の前に付属の小屋のあったのですが、そこを壊して新たに自分家を作るので部屋がなくなるわけですよ。それでもう、ハウスが二段分残っているんで、そこは一応計画変更という事で農業用倉庫として使いたいという事で変更証明申請が出ました。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第55号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	<p>続きまして、議案第 5 6 号 農地法第 4 条の申請 3 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 6 号 農地法第 4 条の申請 3 件について御説明します。</p> <p>議案の 3 ページ、2 4 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 2 0 ページ、字図が 2 1 ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川西地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 3 ページ、2 5 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 2 2 ページ、字図が 2 3 ページ、土地利用計画図が 2 4 ページ、平面図が 2 5 ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町内野地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。なお、申請人が既に住宅を建設して使用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない</p>

事務局	<p>い小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、26番になります。</p> <p>図面は、案内図が26ページ、字図が27ページ、土地利用計画図が28ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町川内野地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>設備認定通知、九電の工事負担金請求書を添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第56号 農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は、相ノ谷といって山の上。私道から300から400m山の方に入った所です。元は樹園地でありましたが、何年か前に辞めておられます。そこで、何もする事ないからと言う事で植林でもしとこうという事でございました。生産組合長、区長さんの署名もありましたので私も署名致しました。以上です。</p>

議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>これは、本人さんが私の所に見えられまして住宅を建設したいとの事でした。その中ですでに従来使っていた通路とか駐車場とか使っておられました、その関係で始末書添付されております。</p> <p>これは特に、私も区長さんからの印鑑も済んでおりましたので、私は周辺の隣接地の問題はないという事で区長さんから聞き、凶面の通り離れておりますし、問題ないという事で私も印鑑を押しております。</p>
議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、申請人の家のすぐ裏の方で隣接地は自分の家のすぐ横に宅地とか私道がありますけども、田んぼも自分の家の管理でございます。太陽光発電を建設したいとの事で見えられましたので、見に行きました。隣接地とは他の所には迷惑のかかる様な事はないだろうという事で区長さん、生産組合長さんの印鑑もございましたので、私も承諾致しております。ご検討を宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第56号農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第57号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 5 7 号農地法第 3 条の申請について説明します。</p> <p>議案の 4 ページから 6 ページになります。</p> <p>7 5 番から 8 3 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	事務局より説明がありましたが、農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 4 ページ～ 6 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。
16 番委員	<p>3 条申請の 8 0 番は私の担当地域で譲渡人は、〇〇建設の社長さんです。土地の表示は大坪町太鼓場になっておりますが、元の〇〇建設の近くの譲渡人は百姓じゃないので農地は持っていないのではないのでしょうか。</p> <p>何で持っているのでしょうか。</p>
事務局	平成 5 年に、農地の売買の取得をされているみたいです。
16 番委員	〇〇建設の裏ですか。
事務局	わたしが、〇〇建設の社長さんかどうかは私は解らないですけど、社長さんだったですかね。
16 番委員	今、〇〇建設の事務所の中に住んでいる、たぶんその人だと思っております。
事務局	農地自体は、5 反程度は今でもお持ちです。
議長	以前、松浦町の圃場整備田とかなんとかを建設業者として、工事をされていまして。元々が松浦町出身ですから、昔から農地はあった

	んじゃないでしょうか。
22 番委員	以前は、農業はされていまして。そこでやっぱり建設業もしてあったし、元の自宅はあります。譲渡人の妹さんが今住んではあるんですけど。
16 番委員	〇〇建設の事務所に風呂とかなんとか設置して譲渡人が今住んでいると思うとですけど。
22 番委員	結構、田んぼとかは持ってあったんですけど。
16 番委員	そして、その裏にだと思っております。土地の表示が大坪町太鼓場になっているので。〇〇建設があった裏付近です。畑も買っていたのだらうねって。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 議案第 5 7 号農地法第 3 条の申請 9 件については許可相当とします。 続きまして、議案第 5 8 号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。
事務局	議案第 5 8 号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 7 件について、御説明します。 議案の 7 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。
事務局	今回は借受人が 5 名、貸付人が 7 名で、面積は、田が 10,137 m ² 、畑が 0 m ² です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 8 ～ 11 ページに掲げておりま

	<p>す。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上7件です。</p>
議長	<p>議案第58号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年7件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年7件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第58号農用地利用集積計画の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号農用地利用集積計画の公社からの買受について御説明いたします。</p> <p>議案は12ページの7番になります。</p> <p>こちらは10月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の12ページの明細書に記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業公社から買い受けることになります。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p>
議長	<p>事務局からの説明で、質問等あればお願い致します。</p> <p><なし></p>

	<p>無いようですので、議案第58号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、第59号農地法施行規則第17条の適用についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>第59号農地法施行規則第17条の適用について御説明します。議案は13ページになります。</p> <p>こちらは農地売買を行うための下限面積の特段の面積を定めるか否かという案件でございます。こちらは農地法の改正によりまして、現在、法では原則5反以上、50a以上の農地を持っている人が農地の取得ができるということになっておりますが、毎年農業委員会のほうでその下限面積について定めることができるということになっておりますので、そちらを平成27年度分ということで御検討いただくものでございます。その分で今回の事務局からの提案でございますが、下限面積の別段の面積の設定につきましては議案の13ページの左側に掲げておりますとおり、現行の下限面積50aの変更は行わないということで御提案をさせていただきたいと思っております。その理由といたしましては、農地法の施行規則にございます判断基準に照らし合わせてみたところ同条第一項の部分で、別段の面積を設定するときは設定した別段の面積を満たさない農家数が全農家数の4割以上でなければならないとなっておりますが、7月現在の農地台帳の管内農家のうち、経営面積が50a以上の農家数が全農家数の約6割を超えておりまして、50a未満の農家が約4割となっております。4割を下回らない数値でなければならないということでございますので、それに合致をしているということでございます。</p>

	<p>また第二項のほうですが、耕作放棄地の割合がどのくらいあるのかというところの検討でございます。やはり耕作放棄地が多いところについては基準を緩和してでも農地の集積化に努めなければならないのではないかというような考え方によるものではございますが、その分の検討をしたところ平成26年度の利用状況調査の結果管内の耕作放棄地率は全体として0.5%と低い現状であるということで、この分についても必ずしも今現在、全体として下げる、緩和するまでにはないのではないかと思事務局のほうでは考えました。以上、二つの検討結果から現行の50aの下限面積につきまして、「変更は行わない」という方針で、今回提案をさせていただいているところでございます。佐賀県全体で見ますと現状多く貰っているのかもしれませんが佐賀市に置いては三瀬村のみ30a、太良町に置いては全部が3a、後の農業委員会においては変更されていないと思います。変更を行わないままいかれている状況だろうと思っております。これにつきましては、21年度からこの状況でございますけれども、伊万里市は全体として50aで検討させて頂ければと思います。</p>
議長	<p>第59号農地法施行規則第17条の適用について、御意見、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>50aと30aと話されてけども、50aがあえて30aでも支障はないわけでしょ。例えば集約的なハウスを全然農業者じゃなか人がハウスをやろうという適正規模はやっぱり600坪ぐらいだから2aぐらいですね。それをしてもここに50aとあれば残り30aをいっぺんに取得してしまわないかん事情が出てきよる訳ですよ。</p>

事務局	<p>今のご質問はごもつともです。50a原則そうなんですけど、収益の高い施設利用される為の農地の取得であれば、許可の例外規定の方に該当がありまして、その必要性が30aであれば取得出来る。それが水田であれば無理なんですけども。50a以上が必要となります。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、第59号農地法施行規則第17条の適用について、議案のとおり承認をいただきました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p> <p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p>
事務局	<p>議案は14ページを御覧ください。</p> <p>26番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用をされる予定で今回、5条の申請が出ております。</p> <p>報告第17号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第17号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第18号農地の形質変更工事計画変更届1件につ</p>

	いて、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第18号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案の15ページ、3番になります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>工事用の残土を使用しており、土不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第18号については以上1件です。</p>
議長	報告第18号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。
2番委員	変更は何回までして良いのですか。変更届けと出せばいつまででも出来るのですか。
事務局	特に何回までという決まりはないんですけども。
2番委員	<p>ようは、うちの近くにそういう人のおらすとですよ。</p> <p>土木業をされていて、泥を入れてはそこから取って行きして、泥不足やけんってゆって、また変更届出が出さず訳たいね。そういう人もおらすけんさ、何回でもいいのかなと。</p>
事務局	<p>現状では、ダメとは言えません。形質変更届け自体が伊万里市の要綱で定めている分となりますので、要綱で定めれば当然何回というのがありますけども、これがあくまで要綱であって、法ではない。</p> <p>法で定められている分ではない為、これが弱くてですね。現在、肯定的な法令を出せと言われれば出せない状況で、単純に言えば形質変更している間は農業出来ないという状況なので、農地として使え</p>

ない状況であり、違反転用しているじゃないかとの話もあるし、また、一時転用じゃないのですかという話もあるんですけど、現実的に本当に農地にするのであれば、2番委員さんが言われたように、出たり入ったりされる所もあるとは思いますが、今回のケース目立っていますが、他の所ではきちんとやられてる所もあるので、それを一色単にというのがなかなか難しいと思う。うちの方でもこれはどうにかしないと、いけないと検討をしておりますが、今のところ言い結論が出てないという所になっておりまして。他の自治体にも聞いてみないといけないんですけど、あんまり一時転用、いわゆる土捨て場的なもので一時転用が出てないのが現状です。あくまで形質変更で対応されているのが現状だろうと思っています。そこを変えるのであれば、それなりの事を準備してやらないといけないのかなっていうのと、どの範囲までやるのかという事も出てきます。一般的に公共工事の時に仮設道路を作って半年で現状回復された場合、本来なら一時転用がいるんじゃないかなと思いますが、ただ、そこまではやってないので。そこらへんのかみ合わせも考えながら検討していかないといけないと思います。2番委員がおっしゃる通り、あんまり長くなると作り手もいなくなるという話もあるのかなとは思っています。これは、平成15年ぐらい当時要綱が作られたんですが、その後何も手を入れてないので、手を入れる必要があるのではないかと。あとは、形質変更届け自体もっと簡素化してやった方が皆さんが届出くれるのかなと。実際届出を出してない人も多いと思っています。だから簡素化したらみんな出してくれるのかなと。あくまで今現状、出している人だけという現状が続いていますので。実際、形質変更届を出したら、変更する時には1年たったら出しなさいよという所でしているんですけど出されてない所があったりします。まとめて考えていかないといけないかと最

	<p>近、担当者も悩んでいる所です。</p>
議長	<p>実際、土木の仕事が、がどんどん少なくなり、前は例えば仕事があったので、大丈夫、半年1年あれば十分なのでと言っていたけど、最近仕事量も少ないので、土も出てこない状況だろうと思います。本当は形質変更届出なので、仮置きをされていてこれをまた別の現場に持って行くなどは、本当はしたらいけないですよ。小さな業者はそういう風な感じで良い土が30リュウベイで出たけんがちょっと仮置きして、どこかの仕上げ道路に持って行くなど。こういう風な関係を結構しよらす業者もいると思います。</p> <p>今、仕事量も少ないので計画変更届出が2回目、3回目と。最近だいぶ増えてきているような感じもします。</p> <p>その他質問はございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>他にないようですのでこれで報告事項を終了致します。</p> <p>これで、第11回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>